エコアクション 21　環境経営レポート

レポートの対象期間：　２０２２年１０月１日～２０２３年９月３０日
（２０２３年 10 月 10 日発行）

【１】組織の概要

（１）名称及び代表者氏名

誠和工業株式会社

代表取締役　遠藤信也

（２）所在地

本　　社　　：　千葉県船橋市金杉七丁目 41 番１号（登記上の所在地）

管理センター　：　千葉県船橋市金杉７丁目３番 21 号（実質的な本社機能）

潮見工場　　：　千葉県船橋市潮見町３６番地２、３６番地３

美浦工場　　：　茨城県稲敷郡美浦村土屋字山下１９８２

環境管理責任者氏名及び担当者連絡先：

［責任者］　遠藤信也 TEL:047-490-7788(管理センター)

［担当者］　　同上

（４）事業の概要

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物中間処理業、収集運搬業及びそれらに付随する貴金属・非鉄金属回収・再生業

（５）事業の規模

設立年月日：　1971 年 1 月 14 日

資本金　　：　１千万円

売　上　　：　6.69 億円（2021 年 10 月 1 日～2022 年 9 月 30 日）

従業員数　：　30 人（2023 年 3 月末現在）

総敷地面積：　6,182 ㎡

（美浦工場:3,362 ㎡ 潮見工場:2,325 ㎡ 管理センター:495 ㎡）

（６）事業年度 １０月～９月

【２】対象範囲(認証・登録範囲)

認証・登録番号　　：　0008927

認証・登録年月日　：　2012 年 12 月 4 日

認証・登録事業者名：　誠和工業株式会社

対象事業所名　　：　①管理センター　②潮見工場　③美浦工場

対象事業活動　　：　①(特別管理)産業廃棄物中間処理業

②(特別管理)産業廃棄物収集運搬業

③有価物(貴金属・非鉄金属原料)リサイクル業

【３】環境経営方針

制定日：2012 年 7 月 23 日

改定日：2021 年 11 月 1 日

制定・改定者：代表取締役　遠藤信也

《基本理念》

当社は昭和４６年設立以来「経済性と環境性の両立」をモットーに、産業廃液からの有価金属の回収と、廃棄物焼却熱の有効利用に関わる技術・システムの開発に取り組んでまいりました。そこで得た成果は広く業界にも提供し、経済効率の追求と環境性の向上とは相矛盾しないことを、実践を以って経験してきました。

近年、私ども産業廃棄物処理業者に対する排出事業者の要求は、地域的公害の防止という基本的な事項から、地球規模での環境保全と経済的利益を伴う資源の有効利用へと、年々ハードルが上がっています。

当社はそのような社会的要請に応えるために、以下の環境経営方針を定め、事業を通じて蓄積した知識とノウハウを活用し、当社と利害関係者の経済性を損なうことなく、環境経営の継続的改善を実施し、より高い実効性の望める環境活動を積極的に推進してまいります。

《環境保全への行動指針》

１．環境経営方針を全従業員に周知させ、環境保全への意識の向上を図ります。

２．具体的に次のことに取り組みます。

【二酸化炭素排出量の削減】① 電力消費の削減

【廃棄物排出量の削減】　② 受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減

【排水量の削減】　③ 節水活動の推進

【グリーン購入の促進】　④ 環境物品の購入比率の向上

【事業に関する環境配慮】　⑤ 収集運搬車両の燃料消費の削減

⑥ 焼却施設の助燃材消費の削減

【環境教育の推進】　⑦ 外部環境関連講習への積極的な参加

3. 環境関連法規制や当社が約束したことを順守します。

【４】環境経営目標

《注 1》基準値は原則過去 3 年間(2019～2021 年度)の平均値。

《注 2》中期目標は 2024 年度までに達成すべき目標。

①電力消費の削減

対象部門：管理センター

担当部門/責任者：管理センター/遠藤信也

基準値：4,090kg-CO2（9,069kwh）

（東京電力 2021 年度排出係数 0.451 を用いて計算。）

目標値：基準値以下

中期目標：目標値を維持

②受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減

対象部門：美浦工場

担当部門/責任者：美浦工場/高橋謙二

基準値：委託比率 19kg/t

目標値：基準値以下

中期目標：目標値を維持

※委託比率とは、処分委託した二次産業廃棄物（kg）を処分した産業廃棄物及び有価物の総量（t）で割った数字。

③節水活動の推進

対象部門：全社

担当部門/責任者：管理センター/遠藤信也

基準値：排水量 22.5 ㎥/人

目標値：　基準値以下

中期目標：基準値の 90%以下

※排水量は、会社全体の年間総排水量を、3 月 31 日時点の従業員数で割ることで求める。

④環境物品の購入比率の向上

対象部門：管理センター（潮見工場事務所、美浦工場事務所の消費分も含む）

担当部門/責任者：管理センター/遠藤信也

基準値：購入率 90%

目標値：購入率 80%以上

中期目標：目標値を維持

※購入率は、購入した事務所消耗品の総金額のうち、グリーン購入法適合商品の占める

比率を指す。基準値を下回っているが、イレギュラーな高額の消耗品を購入するケースもあるため、目標値は 80%以上に止める。

⑤収集運搬車両の燃料消費の削減

対象部門：営業・リサイクル部

担当部門/責任者：営業・リサイクル部/吉信正行

基準値：積載率 73%

目標値：積載率 70%以上

中期目標：目標値を維持

※積載率は、運搬した産業廃棄物・有価物の総量を、運行した全車両の可能積載量(最大積載量から見込み風袋重量を引いた重量)の合計で割った数字。基準値を下回っているが、集荷エリア内の排出事業所の密度が減少により集荷効率が低下していることを鑑み、目標値は 70%以上に止める。

⑥焼却施設の助燃材消費の削減

対象部門：潮見工場

担当部門/責任者：潮見工場 /高橋謙二

基準値：灯油消費量(ℓ)/バッチ(2022 年 10 月 1 日～2023 年 9 月 30 日実績値)

目標値：未設定

中期目標：未設定

※従来は潮見工場焼却施設の処分重量当たりの灯油消費量をもとに目標設定していたが、施設管理の良否を判断するためには、運転 1 バッチ当りの灯油消費量をモニターする方が適切であると判断し、本年度から変更した。過去の正確なデータがないため、本年度はデータ取りの年とし、次年度から目標を設定する。

⑦ 外部環境関連講習への積極的な参加

対象部門：全社

担当部門/責任者：管理センター/遠藤信也

基準値：受講者数 2.3 人

目標値：受講者数 3 人以上

中期目標：受講者数 5 人以上

※受講者数は、第三者が主催する環境関連講習(安全・衛生を含む)を受講した延べ人数(役員を除く)。

【５】環境経営計画（目標の達成手段）

（１）管理センター

◆電力消費の削減(目標①)

1)エアコン設定温度・運転の適性管理。

2)不在・不要箇所の消灯、エアコンの停止の徹底

3)ウォームビズ運動、クールビズ運動

◆環境物品の購入比率の向上(目標④)

1)文房具は事務所でまとめ買いし、各人の購入は可能な限りしない。

2)不定期の事務消耗品を購入する際は、都度グリーン購入法適合商品をインターネットで探し、可能な限り適合商品を購入する。

（２）営業・リサイクル部

◆収集運搬車両の燃料消費の削減(目標⑤)

1)走行ルートを常に検討し、最適化を図る。
特に運搬重量が積載量により近くなるよう工夫する。

2)急発進・急ブレーキを避けるなど、エコドライブを徹底する。

3)オイル交換など、車両の適切な整備を徹底する。

（３）美浦工場

◆受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減（目標②）

1)中間処理後の残差がリサイクル原料となるよう処理工程を工夫する。

2)他社でリサイクルが困難な有価金属を含む産業廃棄物の処理工程を研究し、
リサイクル原料化が可能なものについては積極的に受け入れる。

3)委託処理が必要な処理残渣は可能な限り減量化（濃縮）する。また、
最終的に処理残渣がリサイクルされる中間処理場に委託する。

（４）潮見工場

◆焼却施設の助燃材消費の削減（目標⑥）

1)着火後スムーズに安定燃焼に移行できるよう適切なバランスで廃棄物を投入する。

2)燃焼空気量を適切な頻度で点検し、必要に応じ手動で調整する。

3)乾留ガス化を妨げる廃棄物が特定された場合は、受入れを停止する。

（５）全社

◆節水活動の推進(目標③)

1)上水消費量が前回請求分に比べ２割以上増えた場合は、漏水の点検をする。

2)不要な水消費をしないよう心がける。

3)雨水利用に取り組む。(管理センター)

4)中水利用に取り組む。(潮見工場)

◆外部環境関連講習への積極的な参加（目標⑦）

1)環境管理責任者は、講習会を選定し、受講者を指名する。

【６】環境経営目標に基づき実施した取組内容

《実施体制》

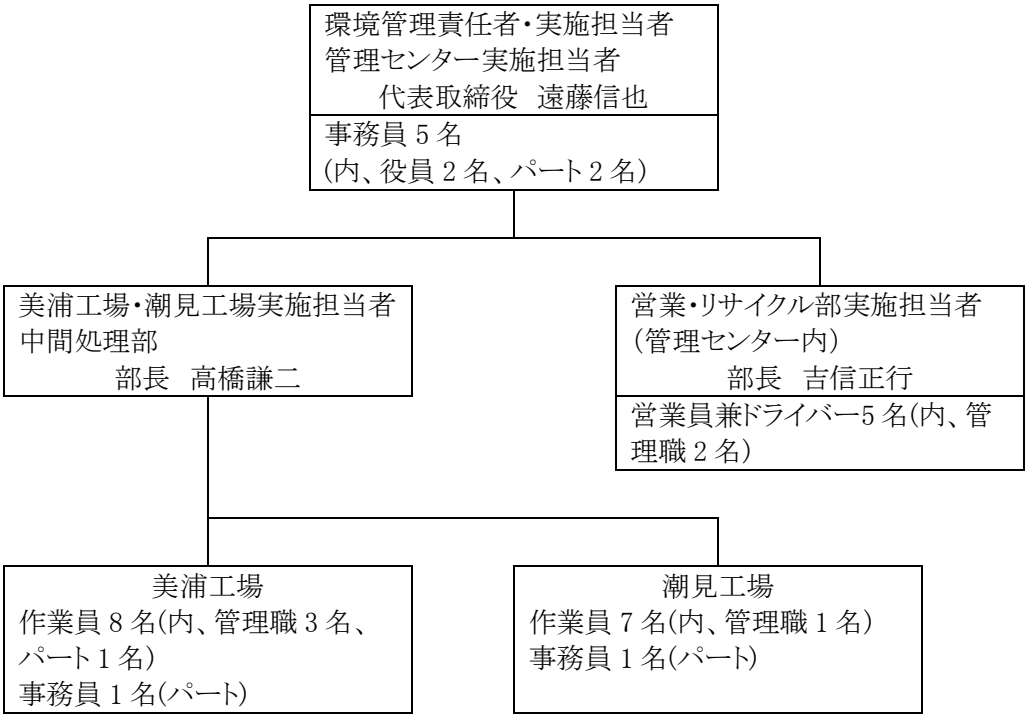

《取組内容》

（１）管理センター

◆電力消費の削減(目標①)

従来とおりスイッチ付近に「節電」の表示をする等して意識付けをし、環境経営計画を実行した。

但し、コロナ等感染症対策が必要な時期は換気扇を常時オンとした。

また、夏季は熱中症防止のため、エアコンの設定は体感としての暑さを優先し、設定温度の規定は特に設けなかった。

◆環境物品の購入比率の向上(目標④)

従来とおり管理センターの事務用品担当者がグリーン購入法適合製品を一括して購入した。

但し、急を要したために営業部員等が個別に現金購入したものについては、確認がとれないものが多い為、非適合製品として取り扱った。

（２）営業・リサイクル部

◆収集運搬車両の燃料消費の削減(目標⑤)

従来とおり部門責任者を中心に最適配車ルートを選定し環境経営計画を実行した。

（３）美浦工場

◆受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減（目標②）

塩化亜鉛スラリーのリサイクル処理テストを開始した（4 月）。

その他従来とおり処理工程を管理し環境経営計画を実行した。

（４）潮見工場

◆焼却施設の助燃材消費の削減（目標⑥）

乾留炉の投入管理・運転管理をより徹底し環境経営計画を実行した。

バッチ数当りの灯油消費量の多い月について原因を調査したが未だ特定されていない。引き続き検証する。

（５）全社

◆節水活動の推進(目標③)

従来とおり蛇口付近に「節水」の表示をする等して意識付けをし、環境経営計画を実行した。

管理センターのプランター向け雨水利用を継続した。

潮見工場洗濯機向け中水利用を開始した（6 月）。

◆外部環境関連講習への積極的な参加（目標⑦）

以下のとおり合計 5 名が受講した。

〇2022 年 12 月 9 日

主　催：日本産業廃棄物処理振興センター

会　場：管理センター（web 受講）

受講者：西川、浅尾、白井、村野

〇2023 年 5 月 15 日～20 日

主　催：日本環境衛生センター

会　場：同東日本支局

受講者：渡邉

〇2023 年 8 月 30 日

主　催：エコアクション２１地域事務局千葉県環境財団

会　場：千葉商工会議所

受講者：小林

【７】環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価
並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画

《環境経営目標の実績》

環境経営目標	目標値	実績値	達成度
①電力消費の削減	≦4,090kg-CO2	4,134kg-CO2※1	△
②受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減	≦19kg/t	18kg/t※2	○
③節水活動の推進	≦22.5 ㎥/人	19.5 ㎥/人※3	○
④環境物品の購入比率の向上	≧80%	86%※4	○
⑤収集運搬車両の燃料消費の削減	≧70%	68%※5	△
⑥焼却施設の助燃材消費の削減	未設定	445ℓ/バッチ※6	－
⑦ 外部環境関連講習への積極的な参加	受講者３人	受講者６人	○

（目標達成度）

○：目標達成

△：目標は概ね達成している

×：目標未達成

※1　9,167kwh×0.451 kg-CO2/kWh（東京電力 2021 年排出係数）=実績値

※2　二次廃棄物処分委託量 93,980÷受託廃棄物処分量 5,164ｔ=実績値

※3　総排水量 586.0 ㎥÷3 月末時点の従業員数 30=実績値

※4　適合商品の購入額 179,906 円÷総購入額 209,535 円=実績値

※5　運搬総量 2,757ｔ ÷総最大積載量(風袋重量を除く）４,050ｔ=実績値

※6

	10-12 月	1-3 月	4-6 月	7-9 月	合計
灯油消費量 ℓ	20,038	22,800	16,102	17,451	76,391
バッチ回数	49.5	43.0	40.0	36	169
消費量 ℓ/ﾊﾞｯﾁ	405	530	402	485	453

※7　二酸化炭素総排出量　966,752.18kg-CO2=実績値

《取組の評価と来年度の環境経営目標・環境経営計画》

環境経営目標	取組の評価	来年度の目標と計画
①電力消費の削減	○	基準値が確定した後に目標を基準値以下とし、本年度と同様の活動を継続する。
②受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減	○	同上
③節水活動の推進	○	同上
④環境物品の購入比率の向上	○	目標値 80%以上とし、本年度と同様の活動を継続する。
⑤収集運搬車両の燃料消費の削減	△	※代表者による見直しの項に記載。
⑥焼却施設の助燃材消費の削減	－	同上
⑦ 外部環境関連講習への積極的な参加	○	基準値が確定した後に目標を基準値以上とし、本年度と同様の活動を継続する。

（取組の評価）

○：問題なく取り組んでいる。

△：部分的な改善が必要。

×：抜本的な見直しが必要。

【８】環境関連法規などの順守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

<table>
<tr><th>法律等の名称
（関連する条例）</th><th colspan="3">当社に適用される要求事項</th><th>当社の対応
自主基準</th><th>確認者
確認日</th></tr>
<tr><td rowspan="7">廃棄物処理法（施設関係）</td><td rowspan="3">設　置（変更）許可の取得</td><td rowspan="2">美浦工場</td><td>廃棄物焼却炉</td><td>H14.9.19 に茨城県廃棄物対策課より設置許可。許可証は管理センターで保管。</td><td rowspan="7">遠藤信也
2023 年
10 月 10 日</td></tr>
<tr><td>汚泥乾燥機</td><td>H14.7.17 に茨城県廃棄物対策課より変更許可。許可証は管理センターで保管。</td></tr>
<tr><td>潮見工場</td><td>廃棄物焼却炉</td><td>H19.7.3 に船橋市産業廃棄物課より変更許可。許可証は管理センターで保管。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">軽微変更の届出</td><td rowspan="2">美浦工場</td><td>廃棄物焼却炉</td><td>R2.1.15 に茨城県廃棄物対策課に現行の変更を届出。届出書副本は管理センターで保管。</td></tr>
<tr><td>汚泥乾燥機</td><td>R3.7.5 に茨城県廃棄物対策課に現行の変更を届出。</td></tr>
<tr><td>潮見工場</td><td>廃棄物焼却炉</td><td>R2.1.15 に船橋市産業廃棄物課に現行の変更を届出。届出書副本は管理センターで保管。</td></tr>
<tr><td rowspan="15">廃棄物処理法（委託基準関係）</td><td rowspan="4">処分業（変更・更新）許可の取得</td><td rowspan="2">茨城県</td><td>産業廃棄物</td><td rowspan="15">下記 url に更新情報を公開。
https://www2.sanpainet.or.jp/status.php?Param1=03639&Param3=1&JgyTork=1</td><td rowspan="15">遠藤信也
2023 年
10 月 10 日</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td></tr>
<tr><td rowspan="2">船橋市</td><td>産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td></tr>
<tr><td rowspan="11">収集運搬　業（変更・更新）許可の取得</td><td rowspan="2">茨城県</td><td>産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td></tr>
<tr><td rowspan="2">千葉県</td><td>産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東京都</td><td>産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td></tr>
<tr><td rowspan="2">埼玉県</td><td>産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>神奈川県</td><td>産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>神奈川県</td><td>特別管理産業廃棄物</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>法律等の名称
（関連する条例）</th><th colspan="3">当社に適用される要求事項</th><th>当社の対応
自主基準</th><th>確認者
確認日</th></tr>
<tr><td rowspan="22">廃棄物処理法
（委託基準関係）</td><td rowspan="4">処分業変更の届出</td><td rowspan="2">茨城県</td><td>産業廃棄物</td><td>最新の届出と現状が適合している。</td><td rowspan="22">遠藤信也
2023 年
10 月 10 日</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">船橋市</td><td>産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="8">収集運搬業変更の届出</td><td rowspan="2">茨城県</td><td>産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">千葉県</td><td>産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東京都</td><td>産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">埼玉県</td><td>産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">神奈川県</td><td>産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>同上</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">事業範囲の遵守</td><td>受託者として</td><td>全てのマニフェストについて、処分及び収集運搬の業務内容が、許可範囲内であることを確認。関連データは管理センターで保管。</td><td rowspan="2">遠藤信也
2023 年
10 月 10 日</td></tr>
<tr><td>委託者として</td><td>産業廃棄物は廃アルカリ、汚泥を委託処理しており、委託先の事業範囲内。</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">書面による適正な契約の締結・保管</td><td>受託者として</td><td>全てのマニフェストについて、処分及び収集運搬の業務内容が、契約の範囲内であることを確認。
管理センターで全て保管。</td><td rowspan="2">遠藤信也
2023 年
10 月 10 日</td></tr>
<tr><td>委託者として</td><td>全てのマニフェストについて、処分及び収集運搬の業務内容が、契約の範囲内であることを確認。
美浦工場（排出地）事務所で保管。</td></tr>
</table>

法律等の名称（関連する条例）	当社に適用される要求事項		当社の対応 自主基準	確認者 確認日
廃棄物処理法（廃棄物処理票関係）	マニフェストの適正な交付（受取）	受託者として	自社運搬分については回収時に、営業部が契約内容と種類・数量を確認し適正に交付されていることを確認。 自社運搬第2区間分の契約との付け合せについては回収後、管理センターで確認。 他社持込分については持込時に、各工場の現場で種類・数量を確認し、受入後、管理センターで契約内容と付け合せをし、適正に交付されていることを確認。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
		委託者として	美浦工場（排出地）事務所で種類・数量を現場に確認し、契約に基づき適正に交付。	
	適正な業務終了の報告（収集運搬、中間処分、最終処分）	受託者として	潮見工場事務所又は管理センターで、紙マニフェスト（全て）の返送により適正に業務終了を報告。 電子マニフェストについては、管理センターで、入力により適正に業務終了を報告。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
		委託者として	美浦工場（排出地）事務所で、委託先より、適正にマニフェストの返送を受けていることを確認。	
	マニフェスト帳簿の作成・保管	受託者として	管理センターで、マニフェスト入力データを元に、帳簿（電子）を適正に作成・保管し、各工場分をメールで送信し、それぞれの事務所で適正に保管。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
		委託者として	美浦工場（排出地）事務所で、作成・保管。	
	マニフェストの適正な保管	受託者として	処分業者控えについては各工場の事務所で、収集運搬業者控えについては管理センターで適正に保管。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
		委託者として	美浦工場（排出地）事務所で、適正に保管。	
	マニフェスト交付状況等の報告	委託者として	美浦工場（排出地）事務所で、取りまとめ茨城県に適正に報告。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日

<table>
<tr><th>法律等の名称
（関連する条例）</th><th colspan="2">当社に適用される要求事項</th><th>当社の対応
自主基準</th><th>確認者
確認日</th></tr>
<tr><td rowspan="6">廃棄物処理法
（中間処理基準関係）</td><td>焼却</td><td colspan="2">※ダイオキシン類対策特別措置法の欄に記載</td><td rowspan="3">美浦工場

遠藤信也
2023 年
10 月 1 日
潮見工場

遠藤信也
2023 年
10 月 1 日</td></tr>
<tr><td>囲い等</td><td>敷地の周囲に囲い・門扉を設け、破損等した場合は速やかに修復する。</td><td>囲い・門扉に損傷なし。</td></tr>
<tr><td>表示等</td><td>入口に中間処理施設であることの所定の表示を掲示する。</td><td>適正に表示。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">産業廃棄物の保管</td><td>保管量の上限（処理能力の 14 日分）を遵守する。</td><td>受入後、一週間以内に処理終了。</td><td rowspan="3">美浦工場

遠藤信也
2023 年
10 月 1 日
潮見工場

遠藤信也
2023 年
10 月 1 日</td></tr>
<tr><td>保管場所であることの所定の表示をする。</td><td>適正に表示。</td></tr>
<tr><td>飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散がないよう措置を講ずる。</td><td>【飛散の防止】
密閉容器に入っていない飛散の恐れのある物は建屋内に保管。
【流出の防止】
液状物は全て密閉容器に入れ、流出防止設備のある所定の場所に保管。
【地下浸透の防止】
地盤面コンクリートにひび割れ等が無いよう保持。
【悪臭の発散の防止】
強い悪臭を伴う物は受入れしないよう管理。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">廃棄物処理法
（収集運搬基準関係）</td><td colspan="2" rowspan="2">飛散、流出、悪臭の発散がないよう措置を講ずる。</td><td>害虫等が発生しないよう措置を講ずる。</td><td>害虫の発生なし。</td></tr>
<tr><td>【飛散の防止】
密閉容器に入っていない物はロープで固定する等してシートで被覆。
【流出の防止】
液状物は密閉容器に入れロープで固定する等して転倒を防止。
【悪臭の発散の防止】
強い悪臭を伴う物は回収しない。</td><td rowspan="3">遠藤信也
2023 年
10 月 1 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物は他の種類のものと混合しないよう管理する。</td><td>特管物は全て密閉容器に入れて運搬し、他の物と混合しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物運搬時には、対応するマニフェスト（電子マニフェストの場合は仕切り書等）を携帯する。</td><td>【一次区間運搬の場合】
廃棄物回収時に排出者から交付されたマニフェストを目的地まで携帯。
電子マニフェストの場合は仕切り書を発行し目的地まで携帯。
【二次区間運搬の場合】
廃棄物回収時に一次区間運搬業者から対応するマニフェスト又は電子マニフェスト情報を記載した伝票を受け取り目的地まで携帯。</td><td>遠藤信也
2023 年
10 月 1 日</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>法律等の名称
（関連する条例）</th><th colspan="3">当社に適用される要求事項</th><th>当社の対応
自主基準</th><th>確認者
確認日</th></tr>
<tr><td rowspan="12">廃棄物処理法
（その他）</td><td colspan="3">許可証（又は写し）の備付</td><td>許可証写しのファイルを備付。</td><td>美浦工場
遠藤信也
2023 年
10 月 1 日
潮見工場
遠藤信也
2023 年
10 月 1 日
運搬車両
遠藤信也
2023 年
10 月 10 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">焼却施設技術管理士</td><td>認定証は管理センターにて保管。</td><td rowspan="3">遠藤信也
2023 年
10 月 10 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の処分課程修了</td><td>修了証は管理センターにて保管。
2021.8.18（更新）</td></tr>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集・運搬課程修了</td><td>修了証は管理センターにて保管。
2022.12.13（更新）</td></tr>
<tr><td colspan="3">焼却施設情報の公開（廃棄物処理量、排ガス測定結果）</td><td>下記 url に公開。
https://www2.sanpainet.or.jp/index_u5.php?Param1=8&Param2=03639&Param0=&menu=2</td><td>遠藤信也
2023 年
10 月 10 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">排出事業者として、産業廃棄物の保管場所であることの所定の表示。</td><td>美浦工場</td><td>適正に表示。</td><td>遠藤信也
2023 年
10 月 10 日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分実績の報告</td><td rowspan="2">茨城県</td><td>産業廃棄物</td><td rowspan="2">管理センターで報告書作成し、郵送することで報告。</td><td rowspan="4">遠藤信也
2023 年
10 月 10 日</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td></tr>
<tr><td rowspan="2">船橋市</td><td>産業廃棄物</td><td rowspan="2">管理センターで報告書作成し、郵送することで報告。</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td></tr>
<tr><td rowspan="5">収集運搬実績の報告</td><td rowspan="2">茨城県</td><td>産業廃棄物</td><td rowspan="2">管理センターで報告書作成し、郵送することで報告。</td><td rowspan="5">遠藤信也
2023 年
10 月 10 日</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td></tr>
<tr><td rowspan="3">東京都</td><td>産業廃棄物</td><td rowspan="3">管理センターで報告書作成し、郵送することで報告。</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物</td></tr>
</table>

法律等の名称 （関連する条例）	当社に適用される要求事項		当社の対応 自主基準	確認者 確認日
大気汚染防止法 （茨城県・船橋市環境保全条例）	特定施設の設置の届出	美浦工場	H14.2.1 に廃棄物焼却炉の設置を、茨城県環境保全課に届出し、副本を管理センターで保管。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
		潮見工場	H19.9.10 に廃棄物焼却炉の設置を、船橋市環境保全課に届出し、副本を管理センターで保管。	
	特定施設の変更の届出	美浦工場	最新の届出と現状が適合している。	
		潮見工場	同上	
	排ガス測定・基準値の遵守（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素）（年２回）	美浦工場	年2回実施し、測定結果を美浦工場事務所に保管。 過去に基準値の超過なし。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
		潮見工場	年2回実施し、測定結果を潮見工場事務所に保管。 過去に基準値の超過なし。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
ダイオキシン特措法	特定施設の設置の届出	美浦工場	H14.2.1 に廃棄物焼却炉の設置を、茨城県環境保全課に届出し、副本を管理センターで保管。	中西綾子 2023 年 10 月 10 日
		潮見工場	H19.9.10 に廃棄物焼却炉の設置を、船橋市環境保全課に届出し、副本を管理センターで保管。	
	特定施設の変更の届出	美浦工場	最新の届出と現状が適合している。	
		潮見工場	同上	
	測定・基準値の遵守（排ガス、燃え殻、飛灰）（年１回）	美浦工場	年1回実施し、測定結果を美浦工場事務所に保管。 過去に基準値の超過なし。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
		潮見工場	年1回実施し、測定結果を潮見工場事務所に保管。 過去に基準値の超過なし。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
	測定結果の報告	茨城県	結果入手次第、管理センターで、測定業者が作成した報告書に押印の上、環境保全課に郵送することで報告。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
		船橋市	結果入手次第、管理センターで、測定業者が作成した報告書に押印の上、環境保全課に郵送することで報告。	

法律等の名称 （関連する条例）	当社に適用される要求事項		当社の対応 自主基準	確認者 確認日
騒音規制法 （茨城県・船橋市環境保全条例）	特定施設の設置の届出	美浦工場	次の施設を H14.2.15 に、美浦村生活環境課に届出し、副本を管理センターで保管。 送風機 55kw 送風機 18.5kw 空気圧縮機 37kw	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
		潮見工場	次の施設を H19.8.8 に、船橋市環境保全課に届出し、副本を管理センターで保管。 送風機 45kw 送風機 18.5kw 空気圧縮機 55kw 空気圧縮機 7.5kw	
	特定施設の変更の届出	美浦工場	設置後の変更なし。	
		潮見工場	設置後の変更なし。	
	基準値の遵守	美浦工場	年に1回以上敷地境界の騒音測定を実施し、基準値を遵守していることを確認。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
		潮見工場	施設を適正に管理し異常な騒音の発生を防止。	遠藤信也 2023 年 10 月 1 日
振動規制法 （茨城県・船橋市環境保全条例）	特定施設の設置の届出	美浦工場	空気圧縮機 37kw を H14.2.15 に、美浦村生活環境課に届出し、副本を管理センターで保管。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
		潮見工場	空気圧縮機 45kw を H19.8.8 に、 空気圧縮機 7.5kw を H22.7.1 に 船橋市環境保全課に届出し、副本を管理センターで保管。	
	特定施設の変更の届出	美浦工場	設置後の変更なし。	
		潮見工場	設置後の変更なし。	
	基準値の遵守	美浦工場	施設を適正に管理し異常な振動の発生を防止。	遠藤信也 2023 年 10 月 1 日
		潮見工場	施設を適正に管理し異常な振動の発生を防止。	遠藤信也 2023 年 10 月 1 日
悪臭防止法 （茨城県・船橋市環境保全条例）	基準値の遵守（臭気指数）	美浦工場	年に1回以上敷地境界の指数測定を実施し、基準値を遵守していることを確認。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
		潮見工場	施設及び廃棄物の受入を適正に管理し悪臭の発散を防止。	遠藤信也 2023 年 10 月 1 日

法律等の名称 （関連する条例）	当社に適用される要求事項		当社の対応 自主基準	確認者 確認日
家電リサイクル法	家電 4 品目の小売店等への適正な引渡し		家電4品目を廃棄する場合は、家電販売店に持ち込むか、購入新品の納入業者に引渡し、リサイクル票は全て管理センターで保管。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
リサイクル法 資源有効利用促進法	企業等により事業で利用されていたパソコン（事業系パソコン）について、メーカーに回収・リサイクルをする 又は、業者へ適正な引き渡し		パソコンに保存されているデータは使用者・排出者の責任であらかじめ消去し、メーカーに回収・リサイクルしてもらう。 又は、パソコンリュース企業を利用するか、買い替えの際に買取りか下取りにする	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
自動車リサイクル法	リサイクル料金の支払い・廃車の引き取り業者への引渡し		車両を廃車する場合は、ディーラー又は修理工場へ引渡し、リサイクル票は全て管理センターで保管。 過去に廃車の実績なし。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
自動車ＮＯｘ・ＰＭ法 （東京・千葉・埼玉・神奈川ディーゼル走行規制条例）	各都県の適合車種を使用		ディーゼル車は車検時に、管理センターで、ディーラーに適合車種であることの確認を依頼し、不適合である場合は除去装置を取り付ける、若しくは車両を更新する。 除去装置を取り付けた場合は、適合証を車検証とともに車載。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
浄化槽法	施設の届出・浄化槽の管理		管理業者に委託し、点検票は各設置場所の事務所で保管。 浄化槽から下水道へ切り替え	
下水道法	放流開始の届出	潮見工場	管理センターで千葉県企業庁と協定を締結。 その他の要求事項については、生活廃水のみの放流であるため該当なし。 H30.2.21 公共汚水ます設置位置確認届出書を船橋市へ提出。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
グリーン購入法	環境物品の選択（努力義務）		取組について検討。	
茨城県公害防止条例	揚水機の届出	美浦工場	H12.5.17 に美浦村生活環境課に届出し、副本は管理センターで保管。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日
茨城県景観形成条例	煙突の届出	美浦工場	H14.7.29 に茨城県建設指導課に届出し、副本は管理センターで保管。	遠藤信也 2023 年 10 月 10 日

※法令違反、訴訟など無し。

【９】代表者による全体の見直しと評価

概ね適切に環境経営活動は継続されているものと見受けられます。

特に節水と二次廃棄物の削減の２項目については、新たな取り組みも始まり、今後の継続的改善が期待されます。

一方、以下の２項目については何らかの工夫・改善が必要であり、以下のように来年度の目標・計画を想定します。

◆収集運搬車両の燃料消費の削減（目標②）

対象部門：営業・リサイクル部

担当部門/責任者：営業・リサイクル部/吉信正行

目標値：積載率 70%以上

《目標達成の手段》

1)運行ルートを再度見直し、効率を妨げる排出元については、他社への契約移行を検討する。

2)運行ルートの最適化により運行車両台数を減らす。

◆焼却施設の助燃材消費の削減（目標⑥）

対象部門：潮見工場

担当部門/責任者：潮見工場 /高橋謙二

目標値：※2023 年 12 月末までに設定

《目標達成の手段》

1)灯油消費量が多いバッチ(450ℓ以上)があった場合、その原因を特定する。

2)原因が特定されたら、その情報を全員で共有し再発を防止する。

3)それが特定の廃棄物に起因する場合、受入れの停止を検討する。

【その他の情報公表項目】

◆処理施設の状況

（１）潮見工場

（産業廃棄物中間処理施設）

①乾留ガス化焼却炉(スプレー焼却炉付帯)×1 基　22ｔ／日

②自動中和装置×1 基　30 ㎥／日

③重力式油水分離器×1 基　6 ㎥／日

（有価物処理施設）

④フィルタープレス×1 基

⑤焼却灰粉砕装置×1 基

（２）美浦工場

（産業廃棄物中間処理施設）

①多段式固定床炉×1 基　6ｔ／日

②自動中和装置×1 基　32 ㎥／日

③汚泥乾燥機×1 基　4.8 ㎥／日

（前処理施設）

④減圧蒸留濃縮装置×1 基

⑤フィルタープレス×1 基

（３）運搬車両

①中型キャブオーパ　6 台

②大型キャブオーパ　2 台

③中型保冷バン　1 台

④中型バキューム車　1 台

◆許可の状況

（１）(特別管理)産業廃棄物処分業（中間処理）

	処理方法	種類	許可
美浦工場	焼却	廃油、廃プラスチック類、引火性廃油※	許可賢者:茨城県 許可期限 産廃:R10.12.2 特官: 同上
	中和	廃酸、廃アルカリ、汚泥、 強廃酸※、強廃アルカリ※	
	乾燥	汚泥	
潮見工場	焼却	廃アルカリ、廃油、廃プラスチック類、 強廃アルカリ※、引火性廃油※、 感染性産業廃棄物※	許可賢者:船橋市 許可期限 産廃:R10.3.25 特官: 同上
	中和	廃酸 強廃酸※	
	油水分離	廃油、引火性廃油※	

※特別管理産業廃棄物

（２）(特別管理)産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）

都県	種類	許可期限
茨城県	廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃油、廃プラスチック類、 強廃酸※、強廃アルカリ※、引火性廃油※	産廃:R8.9.3 特官:R10.7.13
東京都	廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃油、廃プラスチック類、 紙くず、木くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 強廃酸※、強廃アルカリ※、引火性廃油※、 感染性産業廃棄物※	産廃:R8.10.31 特官:R10.8.19
千葉県	廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃油、廃プラスチック類、 強廃酸※、強廃アルカリ※、引火性廃油※、 感染性産業廃棄物※	産廃:R8.8.31 特官:R10.9.19
埼玉県	廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃油、廃プラスチック類、 強廃酸※、強廃アルカリ※、引火性廃油※	産廃:R8.2.17 特官:R10.6.30
神奈川県	廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃油、廃プラスチック類、 強廃酸※、強廃アルカリ※、引火性廃油※、 感染性産業廃棄物※	産廃:H36.1.18 特官:R10.2.20

※特別管理産業廃棄物

◆産業廃棄物処理実績

（１）収集運搬

種類	数量(kg)				
	10-12 月	1-3 月	4-6 月	7-9 月	合計
廃酸	37,644	32,497	34,683	32,558	137,382
廃アルカリ	77,880	61,118	56,739	57,984	253,721
廃油	241,892	244,244	240,332	231,976	958,444
汚泥	22,685	22,683	22,028	26,916	94,312
廃プラスチック類	25,962	28,395	37,255	25,294	116,905
強廃酸	16,950	16,530	14,484	21,800	69,764
強廃アルカリ	12,775	10,889	10,142	12,767	46,573
引火性廃油	41,456	41,057	73,534	45,356	201,402
感染性廃棄物	8,481	11,712	8,075	12,280	40,548
有価物	233,336	235,174	193,178	215,597	877,286
合計	719,061	704,298	690,450	682,528	2,796,337

（２）中間処理

種類	数量(kg)				
	10-12 月	1-3 月	4-6 月	7-9 月	合計
廃酸	38,519	34,651	35,297	34,390	142,856
廃アルカリ	243,452	222,450	214,198	202,400	882,500
廃油	353,560	346,948	363,469	334,668	1,398,644
汚泥	69,676	78,686	71,658	81,197	301,217
廃プラスチック類	164,690	158,588	167,745	166,013	657,035
強廃酸	23,855	30,813	27,383	32,906	114,957
強廃アルカリ	15,415	17,153	13,385	15,934	61,887
引火性廃油	74,441	72,203	102,046	72,808	321,498
感染性廃棄物	364,148	346,270	295,376	318,585	1,324,380
有価物	77,245	114,739	87,344	179,904	459,231
合計	1,424,999	1,422,500	1,377,900	1,438,805	5,664,205

●事業許可状況

①許可一覧（事業の範囲）

		処　分						収集運搬（積替え保管を除く）				
		船橋市			茨城県							
		焼却	中和	油水分離	焼却	中和	乾燥	千葉県	茨城県	東京都	埼玉県	神奈川県
産業廃棄物	廃酸		●			●		●	●	●	●	●
	廃アルカリ	●				●		●	●	●	●	●
	汚泥	●				●	●	●	●	●	●	●
	廃油	●		●	●			●	●	●	●	●
	廃プラスチック類	●			●			●	●	●	●	●
	紙くず									●		
	木くず									●		
	金属くず									●		
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず									●		
特管廃棄	廃酸		●			●		●	●	●	●	●
	廃アルカリ	●				●		●	●	●	●	●
	廃油	●		●	●			●	●	●	●	●
	感染性廃棄物	●						●		●		●

②許可内容一覧

自治体名	許可番号	事業の区分	許可年月日	有効年月日
茨城県	00821004781	中和、乾燥、焼却による中間処分	R4.3.22	R10.12.2
	00871004781	特管産廃の焼却、中和による中間処分	R4.3.22	R10.12.2
船橋市	10420004781	焼却、中和及び油水分離による中間処理	R5.3.25	R10.3.25
	10470004781	特管産廃の焼却中和及び油水分離による中間処理	R5.3.25	R10.3.25
茨城県	00801004781	収集・運搬（積替・保管を除く）	R3.11.10	R8.9.3
	00851004781	特管産廃の収集・運搬（積替・保管を除く）	R5.11.10	R10.7.13
千葉県	02100004781	収集・運搬（積替・保管を除く）	R3.10.28	R8.8.31
	01250004781	特管産廃の収集・運搬（積替・保管を除く）	R5.10.3	R10.9.19
東京都	1300004781	収集・運搬（積替・保管を除く）	R3.11.1	R8.10.31
	1350004781	特管産廃の収集・運搬（積替・保管を除く）	R5.8.20	R10.8.19
埼玉県	01101004781	収集・運搬（積替・保管を除く）	R3.3.4	R8.2.17
	01151004781	特管産廃の収集・運搬（積替・保管を除く）	R5.7.1	R10.6.30
神奈川県	01402004781	収集・運搬（積替・保管を除く）	R1.3.1	R6.1.18
	01450004781	特管産廃の収集・運搬（積替・保管を除く	R5.2.21	R10.2.20

◆処理工程図

（１）潮見工場

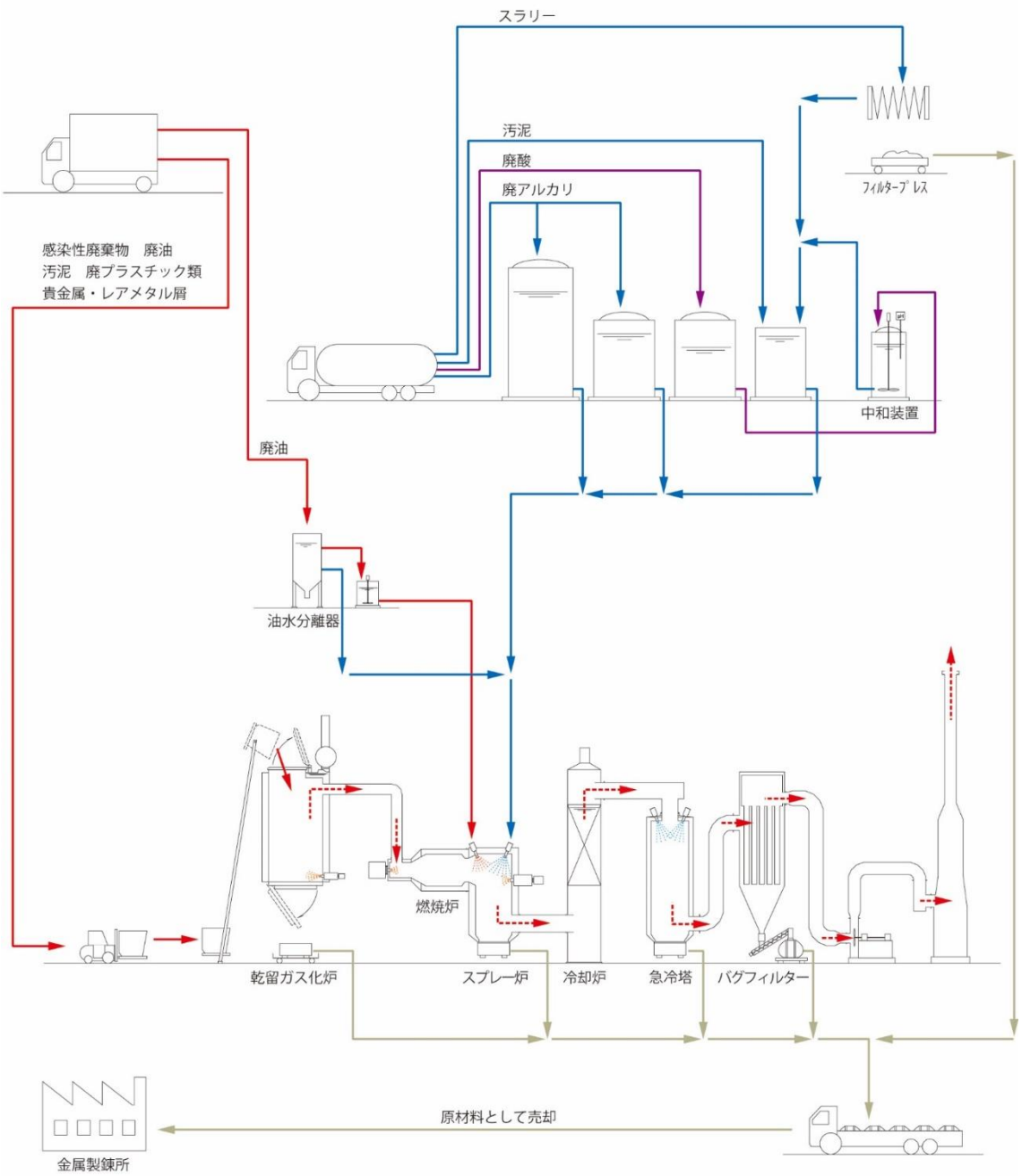
スラリー
汚泥
廃酸
廃アルカリ
フィルタープレス
感染性廃棄物　廃油
汚泥　廃プラスチック類
貴金属・レアメタル屑
中和装置
廃油
油水分離器
燃焼炉
乾留ガス化炉
スプレー炉
冷却炉
急冷塔
バグフィルター
原材料として売却
金属製錬所

（２）美浦工場

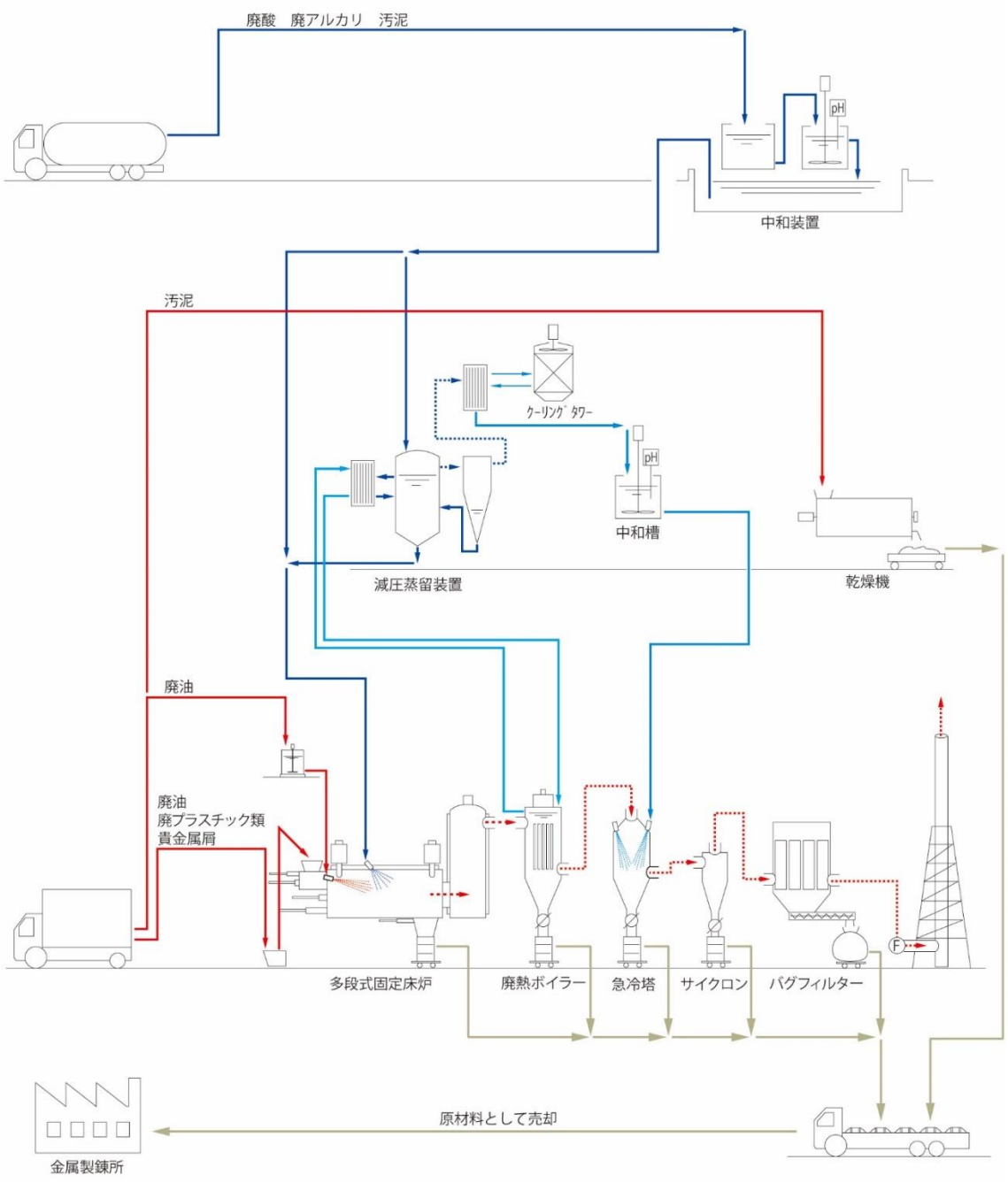
廃酸　廃アルカリ　汚泥
pH
中和装置
汚泥
ｸｰﾘﾝｸﾞ ﾀﾜｰ
pH
中和槽
減圧蒸留装置
乾燥機
廃油
廃油
廃プラスチック類
貴金属屑
F
多段式固定床炉
廃熱ボイラー
急冷塔
サイクロン
バグフィルター
原材料として売却
金属製錬所